(B)　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって②及び④に掲げる書類並びに⑥に掲げる書類又は、これらに準ずる書類に代えることができる。

(a)　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(b)　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(c)　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

(3)　申請書類の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書及び添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

4　競争に参加することができない者

（建設工事）

①から⑥までに掲げる者。ただし、１（建設工事）の⑮「その他工事」のうち建設業法上の許可を必要としないもののみにつき一般競争（指名競争）に参加する者及び一般社団法人等（以下「その他工事参加者等」という。）については、①から④まで及び⑥に掲げる者。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23の規定による経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第１第１号の２に規定する審査基準日が一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の１年７月前の日以後のもの。）を受けていない者

⑥　平成21年４月１日以降、当機構から一般競争（指名競争）参加資格の取消を受けた者

⑦　経常建設共同企業体で、その構成員に①から⑥まで（その他工事参加者等については、①から④まで及び⑥）に該当する者を含むもの

（建設コンサルタント等業務）

①から⑥までに掲げる者

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者

③　経営状態が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑤　営業に関し法律上必要な資格を有しない者

⑥　平成21年４月１日以降、当機構から一般競争（指名競争）参加資格の取消を受けた者

5　競争参加者の資格及びその審査

（建設工事）

４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目（その他工事参加者等については、これに準ずる項目）及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与し、希望工事種別（一般競争(指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順(同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定し、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　客観的事項（共通事項）

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第１第１号の１に規定する当期営業年度開始日の直前２年又は３年の各営業年度の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　告示第１第１号の２に規定する審査基準日（以下「客観的事項の審査基準日」という。）において建設業に従事する職員で告示第１第３号の１から３までに掲げる者（以下「技術職員」という。）の希望工事種別ごとの数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。）

③　告示第１第３号の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年間又は直前３年間の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別年間平均元請完成工事高

④　告示第１第１号の２及び３、第２号並びに第４号に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

⑵　主観的事項（特別事項）

①　平成20年10月１日（以下「主観的事項の審査基準日」という。）の前日までの２年間における希望工事種別ごとの工事成績

②　主観的事項の審査基準日の前日までの４年間における希望工事種別ごとの特別な工事の経歴

（建設コンサルタント等業務）

４の競争に参加することができない者については、一般競争（指名競争）参加資格がないと認定する。４の競争に参加することができない者以外の者については、⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与し、希望業種区分（一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する業種区分をいう。以下同じ。）ごとに、総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の順）に配列し、当該業種区分における順位を付して一般競争（指名競争）参加資格があると認定する。

⑴　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（以下「審査基準日」という。）の直前２年の各事業（営業）年度の希望業種区分ごとの年間平均実績高

⑵　審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額

⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数

⑷　審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

⑴　資格認定の日から平成23年３月31日までとする。

⑵　⑴の有効期間の経過後も引き続き一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者は、平成22年10月頃に平成23年度に係る競争参加者の資格に関する公示を予定しているので、当該公示に従い一般競争（指名競争）参加資格の審査に申請すること

8　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。